

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○赤澤委員長 次に、田島一成君。

○田島（一）委員 民主党の田島一成でございます。

きょうは三十分のお時間をいただきましたので、先日衆議院の環境委員会で視察をさせていただきました。福島県の放射性物質汚染対策に関する質問を中心とさせていただきます。

一昨日でございました、三十人の委員の中で出席したのは十四人、全員の皆さんに本当は見えていただくべき視察だったと、非常に充実した視察内容であったことをまずお越しいただけなかった皆さんに御報告しておきたいと思えます。

福島第一原発事故から早いもので五年。帰還困難区域が残る地域をバスで走らせていただく中で、人の気配も、また生き物の気配もない、そんな中を、このようなことを二度と繰り返してはならない、他の地域で同じような帰還困難区域をつくる

ことは絶対にしてはならない、そんな決意も新たにさせていただいたところであります。

ちょうど五年目を迎えた三月十一日の前日、三月十日に、安倍総理が記者会見で、放射線量の自然減衰を理由に、帰還困難区域の見直しをこの夏までに決めると非常に大胆な表明をなさいました。

まず大きな風呂敷をお広げになられるのが安倍さんの常套手段でありますから、帰還困難区域を抱えている自治体の皆さんは大変大きな期待を寄せられたところでありますけれども、翌日、三月十一日の丸川大臣の記者会見では、記者の質問に対して、まだ何も決まっておられません、総理が話しになった、ことしの夏までに政府全体として帰還困難区域の取り扱いを明確にすべく、議論をするところまででございます。中身はまだ決まっておられませんという、何やら火消しに走られたような記者会見のお話でありました。

大臣は閣僚の一人でありますから、総理とは以心伝心で、よく御理解していらつしやる話だろうと思えますけれども、総理がおっしゃっている、この夏までにこの夏とは、大体いつのことを指しているのでしょうか。そしてまた、現段階で何が決まっています、一体どんな議論が現在進められているのか、つまびらかにしていただきたいと思えます。

○丸川国務大臣 御指摘の内容は、総理の御発言の、帰還困難区域の区域見直しに向けた国の考え方をことしの夏までに明確に示したいとおっしゃった部分かと存じます。

除染を含めた帰還困難区域の取り扱いについて

は、具体的な政府の方針を早く決めてもらいたいというお地元の声が強くなってきておりまして、今後、政府全体としてできるだけ早く対処すべき大きな課題であるという認識をしております。

ことしの夏までに政府全体として帰還困難区域の取り扱いを明確にするということは私も共有をしております、ことしの夏というのは、まさにことしの夏でございます。まだ議論はこれからさせていただくわけでございますけれども、そもそも、帰還困難区域をどう取り扱うかということについては、既に政府として、放射線量の見通しと住民の皆様方の帰還の意向、将来のその地域の産業ビジョン、なりわいがございますね、そして復興の絵姿等を踏まえて、地元の皆様と協議をする中で検討を深めていくということを従前より申し上げておりました、その考え方に沿って、ことしの夏に向かつて、その具体的な方向性について議論していくものと理解をしております。

○田島（一）委員 そもそも、その考え方は、私ども、同意できないんですね。帰還ができるかできないか、これははっきり言って放射性濃度によるべきところでありまして、現在、時間が相当経過をしてきて、自然減衰等々もやはり起こってきています。このことも総理も記者会見の中でおっしゃいました。実際に測定をする中で、これなら帰れるかどうかは、地域の産業発展であるとか町づくりだとか、それは二の次、三の次の話だろうと思えます。そのところ、何やら問題をすりかえていらつしやるような気がしてなりません。

この点については、明確に、この夏とはいっか

と問いましたけれども、お答えいただけませんでしたので、まだまだ大風呂敷のままで、結局、被災地の皆さん、とりわけ帰還困難区域の皆さんには、期待だけはさせるけれども、何一つ決められていないんだということが今の答弁で明らかになりました。

非常に無責任に期待だけを膨らませてしまう、これは絶対よくないことだと思います。やはり、明確にいつからこの帰還困難区域を見直すということがお答えされるまで、また引き続き問うていきたいと思っております。

さて、私たちが訪れた、この帰還困難区域を抱えている浪江町。浪江町にありましては、帰還困難区域の七割が森林であります。

森林除染についてはこれまでいろいろと議論も重ねられてきたところでありますが、馬場町長におかれては森林除染を強く要望されてきたところであり、三月十二日付の読売新聞においては、森林は生活の場であり、住民の帰還を進めるには森林除染は不可欠だと報じていました。二十三日、お伺いすると、町長は、町内の森林全てを除染しろと言っているのではない、町内に十軒あるシイタケ農家が栽培できる森林を除染してほしいという話だとおっしゃったところでもあり、これはやりとりをさせていただく中でお答えいただきたものであります。

環境省がこれから先、森林除染についてどのように進めようとしているのかもありますが、この馬場町長がおっしゃっているシイタケ栽培ができる森林を除染してほしいという点については、や

はりこれは、正直、本当に大丈夫なのかなと案じる部分でもございます。

実は、農水省が発表している平成二十七年度の農産物に含まれる放射性セシウム濃度の検査結果、こちらの放射性セシウムの基準値は百ベクトル・パー・キログラムであります。この基準値を超える農産物は、キノコ、山菜類が他の食品、農産物と比べても群を抜いて多いという結果が出てきております。

キノコ、とりわけ町長がやりたいとおっしゃっているシイタケ栽培、シイタケは、菌床栽培、菌床のシイタケよりも原木のシイタケがセシウム濃度は高く、さらに施設内での栽培よりも露地での栽培の方が高くなる、このことは御存じない方も想像すればよくおわかりいただけるのだろうと思っております。

そこで、馬場町長がおっしゃっている町内のシイタケ農家が栽培できる森林除染をやったところで、露地栽培のシイタケが果たして本当に放射性セシウム濃度が基準値以下になって食べられるのかどうかという点に関心が行くのだろうと思いますが、農水省の方で、現在の放射性セシウム濃度の検査結果、毎年お出しになっておりますけれども、この傾向からして、シイタケは本当に基準値以下にまで、除染すれば食べられる状況になるとお考えかどうか、お答えいただけますか。

○牧元政府参考人 お答えをいたします。

御指摘をいただきました平成二十七年度農産物に含まれる放射性セシウム濃度検査結果、これは平成二十八年二月末時点の数字でございますけれ

ども、キノコ、山菜類につきましては、検査点数七千九百十八件のうち、野生のものを中心とした結果になっております。

これは、特に露地栽培の原木キノコにつきましては、原木の汚染による影響、それからほだ場の汚染による影響が考えられるところでございます。このほだ場となる森林内の地表部の除染のみによりましては、原木キノコの放射性セシウム濃度の基準値超過を完全に回避することは難しいものというふうに考えているところでございます。

このため、農林水産省といたしましては、栽培管理に関するガイドラインに基づきまして、安全なキノコ原木の調達管理、また、放射性物質の低減を図るための適切なほだ場の管理等の取り組みの普及を図ってきたところでございまして、具体的には、安全な原木等の生産資材の導入、放射性物質の防除施設の整備について支援を行いますとともに、放射性物質の汚染を低減させるための技術の検証等を行っているところでございます。

○田島（一）委員 ありがとうございます。やはり想像どおり厳しい状況であることに変わりはありません。

こうした地元でさまざまな住民からの要望を受けて、町長さんからいろいろな御要望等もいただけてきたところでありますが、こうした大変厳しい環境にある中で、難しい課題をさらにクリアしていくことの困難さを、しっかりと大臣の方から町長さんにお伝えをいただいているのかどうか。浪江町の七割に及ぶ森林の除染を要望されている

ものの、どのように受けとめていらつしやるのか、また本当にできるというふうにお考えなのか、明確にお答えをいただけますでしょうか。

○丸川国務大臣 今回、森林・林業再生のプロジェクトチームで取りまとめをさせていただきたくに当たっては、馬場町長ともお目にかかって、お話を伺っております。この取りまとめをつくる前にお伺いをして、まだまだ私自身もつと馬場町長とコミュニケーションをとりたいたいと思っております。ここでありますけれども、少なくともお伺いしたお話については、今回我々が取りまとめをするに当たって参考にさせていただきます。

御承知かと思いますが、シイタケはもちろんでございますけれども、シイタケのほだ木についても福島県は大産地でございますので、この取りまとめの中に広葉樹林の整備というのを入れてさせていただいておりますが、これはまさに、新しい、いいほだ木を育てていただくための整備をきちんと進めていくという意味が込められております。

ただ、浪江町に関して申し上げますと、実際に森林がどの部分にあるかといいますと、多くが帰還困難区域の中にあるわけでございます。この帰還困難区域の取り扱いについては、先ほど私が委員に申し上げさせていただいたとおり、これから議論をさせていただく中で、帰還困難区域全体の取り扱いを検討する状況を踏まえながら、森林除染のあり方についてもともに検討していくというところになるかと思っております。また具体的に、どのように帰還困難区域が、森林除染という

視点から進められるかということについては、はっきり申し上げられるわけではございませんが、馬場町長の思いというものもしっかり受けとめさせていただいておりますので、皆様方にこれからそうした方針をことし夏に向かってお示ししていく中で、きちんとその視点を取り入れていきたいと思っております。

先ほど、線量が下がることがまずもって基本であるというのは、私もそのとおりに思います。一方、これは必要条件ではございますが、十分条件ではございません。この点、避難指示解除ということに関しては、お地元の皆様方から、線量が下がったからといって解除できるものじゃないんだということは再三私も言われております。線量が下がった上で、インフラがきちんと整備できていること、そして、何よりも地元の皆様方が、うん、これならいいといって同意をいただけるということが非常に重要でございますので、私も決して、線量が下がったから、では解除しましょうということではないことは委員にもぜひ御理解をいただければと思います。

○田島（一）委員 できることはやはりどんどん進めてあげていただきたい、要望に応えていただきたい、その気持ちは私も全く一緒であります。しかしながら、そこで生産されたシイタケは、その土地だけで消費されるわけではなく、当然、市場に出て、全国各地へと出ていくわけであり、今、食の安全というものに非常に関心が集まっています。もちろん、今回、T P Pの大筋合意に基づいて海外からどのような危険な食べ物や

てくるのかというような心配のお声もいただいている中で、やはりこうした放射性セシウム濃度の高い食品が回り回りはしないかというような不安の声も今なお出てきておりますし、安全であっても風評被害でまだまだ売れていないというような現状、市場価格が随分低く設定されているというような現状など、課題が多いことを私も承知しているところであります。それだけに、淡い期待をお持ちの地元の皆さんに、本当に持たせることが幸せなのかどうかということを、私は町長と意見を交わす中で自分自身に問うたところでもあります。

前向きに重く受けとめて検討していきたいと大臣はおっしゃってくださいました。それは政治家として当然の姿勢だろうと思いますが、本当に安全なシイタケ生産ができていくのかどうかといった点についてもしっかりと展望し、科学的根拠に基づいた形でお示ししていくのも、これは、嫌われようと、政治家の大きな使命であろうというふうに思います。

どうぞ、これから先、夏までにとおっしゃいました。夏といっても、何月なのかまでお示しいただけない中で、初夏もあれば晩夏もあります、初夏であることを私は強く期待申し上げます。一日も早く、速やかなこの計画見直しが行われるようにお願いをしておきたいと思ひ、次の質問に移らせていただきます。

次に、安定沃素剤の配付についてお尋ねをさせていただきます。実はきょう、田中委員長にもお越しいただきた

くお願いを申し上げておったのですが、お越しいただけませんでした。非常に残念であります。

平成二十七年の二月六日付で、新潟県の泉田知事から原子力規制委員会委員長田中俊一様宛てに「住民等の防護対策について」と題した要望書が届いているはずですね。こちらの方、その後、知事と意見交換を交わされて、もう解決しているのかもしれないけれども、特段文書で御回答されたというような話は私の方は聞いておりません。その要望書の中に、この沃素剤の配付についての要請が盛り込まれております。

安定沃素剤、皆さん余り御存じないか、いや、お勉強なさっていらっしゃる方はあるかもしれないけれども、私も常に、持ち歩きはしませんけれども、事務所に置いてあります。放射性の悪い沃素を体内に取り込む前に、自然界にあるものと同じよい沃素で甲状腺のタンクを満たしてしまおう、そのことによって放射性沃素をブロックするというのがこの安定沃素剤の服用の意義というふうな理解をしております。

この安定沃素剤の配付について、実は、原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課が平成二十五年七月十九日に作成された、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」というガイドラインとおぼしきものがございます。二十五年七月に作成されて、去年、二十七年十二月二十四日まで四回修正されておることを承知いたしました。この中身を拝見すると、屋内退避や避難時の服用の指示を出している具体的なケースというものが想定されていません。実際に安定沃素剤を備蓄して

いる自治体に聞いても、具体的なケースが想定されていないので自治体としても配付についての指示が出せない、とりあえず保管、備蓄しているだけであるというふうな非常に不安な声が上がってきているのも事実であります。

一体、規制委員会の方では、このガイドラインをおつくりになられて、配付、服用についてどのようにお考えでいらっしゃるのか、自治体任せで本当にいいというふうにお考えなのか、そのあたり、お聞かせいただけますでしょうか。

○片山政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘の「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」という文書は、原子力災害対策指針において示しました安定沃素剤の運用について、その具体的な方策を地方公共団体の職員向けに解説した文書でございます。

その解説書の中に、「緊急事態での対応」という章がございます。この中におきまして、P A Z、おおむね五キロ圏でございますが、P A Zにつきましては、安定沃素剤を事前に配付し、全面緊急事態に至った、これはいわゆる原子力災害対策特別措置法における十五条の、通報が事業者からあった段階でございますが、全面緊急事態に至った場合の避難の際に、服用の指示に基づき速やかに安定沃素剤を服用するということとしております。また、U P Z、おおむね五キロ圏から三十キロ圏でございますけれども、ここにつきましては、緊急時モニタリングの結果などを踏まえまして、追加的な防護措置が必要になった場合に、避難や一時移転を指示いたしますけれども、その際に、

あわせて安定沃素剤を配付、服用することとしております。そのために、事前に配付場所や配付方法を定めて準備することを求めているというものでございます。

○田島（一）委員 これで完璧だとお考えですか。お答えください。

○片山政府参考人 お答えいたします。

全面緊急事態というのが一体どういう事態なのかということにつきましては、原子力災害対策指針におきまして定めてございます。

原子力災害対策指針におきましては、原子力施設で何らかの異常が発生して、それが最終的に公衆に対して放射線の影響をもたらす可能性が高い事態まで、いわゆる緊急事態の区分というのを三つに分類しております。（田島（一）委員）そんな話聞いていないから」と呼ぶ）はい。それぞれの事態に応じて、初動対応において適切な防護措置ができるような枠組みをつくってございます。それに基づいて安定沃素剤の配付、服用の指示を行うという仕組みを構築しているところでございます。

○田島（一）委員 何にも答えになっていませんよ、それは。

では言いますけれども、乳幼児は、沃素剤、どうするんですか。このあたり、何も書いていませんよ。実際に、今市場で、乳児に対しての沃素剤は開発されているんですか。

それと、沃素剤は医薬品ですよ。被災地に、万が一避難所でお医者さんがいなかったときには、一般医薬品として配ることはできるんですか。誰

でも配れるんですか。そんなことはできませんよね。

こうした課題がまだまだいっぱいある中で、果たしてこれで本当に全ての皆さんに安定沃素剤を配ることができるのかというふうに聞いているわけでありませぬ。

はつきり言って、まだまだ私は不十分だというふうに思うんですね。現実には、備蓄されている自治体がこれでは十分に対応し切れないという不安の声も私のところにも届いております。こうしたこともきょうしつかりとお聞きいただいて、また何度でも何度でも修正されるのならば修正されるで結構ですけども、もうそろそろ明確に完成版をおつくりいただきたい、このことが私からの強い要望であります。

さらに、今、PAZの話もなさいましたけれども、五キロ圏内どころではない、原発から四十五キロも離れている兵庫県篠山市での安定沃素剤配付のことをきょうは御紹介させていただきたいと思っております。

ことしの一月三十一日から、福井県の前発事故が起きたときに備えて、甲状腺被曝を防ぐために服用する安定沃素剤の市民への配付を篠山市が始められました。市内で十五会場三十回、あと一会場二回を残すのみとなり、間もなく予定の配付事業は終わるようであります。

五キロ圏内では住民への事前配付を、三十キロ圏内では備蓄を求めていただいているところでありませぬけれども、四十五キロも離れているところですから、こうした住民の原発事故に対する不安を

解消するため自治体が手を打っている、そういう事実もあります。

現に四十五キロも離れている篠山市ですら、全住民への安定沃素剤配付に市の予算で踏み切っているところでありませぬが、今、規制庁では、この三十キロ圏内で安定沃素剤の配付計画等々が組み立てられている、明確に計画がつけられている自治体というのは把握をされていらっしゃいますか。

○片山政府参考人 お答えをいたします。

安定沃素剤の配付、備蓄場所、あるいは全面緊急事態に至った場合にどこで配付をするのか、そういう手順というものにつきましても、地域の原子力防災計画の中で具体的に定められていくものだというふうな承知をしております。地域の原子力防災計画の策定支援というのは、内閣府の原子力防災担当が行うことになってございませぬ。

原子力規制庁の役割といたしましては、そういう地方公共団体がおつくりになる際に我々が技術的な支援をする、どういうようなやり方をすれば住民に対する説明会がうまく円滑にいくのかといったような、そういう技術的な支援をするのが我々の役割だということに思っております。

委員お尋ねの件、恐縮でございますが、具体的な数字を今直ちに持ち合わせているわけではございませぬ。

○田島（一）委員 御承知のように、フランスやアメリカでは、もう既に、国を挙げて、この安定沃素剤配付に踏み切っています。その取り組みの先進事例等々もある中で、日本においては、この

ような大きな原発事故を起こしておきながら、まだその取り組みが自治体中心だという流れは変わっていないと思っておりますが、まだそれにも十分応え切れていない。実際に、内閣府で今年度、来年度、予算化されているのは、住民説明会等々を開催されるに当たっての費用支援にとどまっています。

本気で国民の命を守りたい、甲状腺被曝を回避したい、そうお考えであるならば、私は、国がやはり率先して、この沃素剤の住民配付をフランス、アメリカに倣ってやってみようと思っております。

また、この篠山市、四十五キロも離れていながら、それでもリスクを背負うことになったときには、とつとと逃げていく、しかし、そのときには沃素剤を服用するということを住民一人一人に説明されている、この取り組みも私は見習うべきだということに思っています。

だんだんと時間がなくなってきましたけれども、こうした諸外国の動向等々を知らんにならると、首を振っていらつしやる大臣、この沃素剤の配付についてはどのようにお考えか、お聞かせいただけませんか。

○丸川国務大臣 どのような範囲に沃素剤を予防的にあるいは事態に対応して配付をする必要があるかということについては、規制委員会が判断をし、それに対して財政的な措置を内閣府原子力防災の方で行っております。

自治体が独自に判断される範囲というのは、別途、自治体の独自の判断でございませぬので、対応されたい自治体は対応されるということでありませぬ。

すが、必要かどうかということについては規制委員会の判断があり、それが尊重されるべきものと考えております。

○田島（一）委員 大臣個人として、沃素剤を持つておられるということに対する住民の安心感というのはお認めになりますか。

○丸川国務大臣 持つていられることと同時に、どのような期間それに効力があるのか、そして副作用等がどういふものがあるのかということについても、しっかりと理解をしていただいた上で備えていただくことは極めて重要であると考えております。

○田島（一）委員 そこは説明会できちっと伝えていくことがやはり大切でありますから。それでも、やはり持つていられることの方が安心感があることはお認めになりました。

平成二十七年六月十七日付で、篠山市の原子力災害対策検討委員会が「原子力災害対策計画にむけての提言」というのをおまとめになつていらっしゃいます。前提となるべき兵庫県の避難計画等々がまだつくられていない段階で、篠山市が避難計画をつくつていくためのひな形というふうな理解をしているものであり、大変よくまとまっています。とりわけ、この沃素剤の配付等々についても非常に緻密にわかりやすくおまとめをいただいているものであり、ぜひ皆さんには参考文献としてごらんいただくことをお勧めしたいと思っております。

原子力規制委員会が提示している原子力災害対策指針というのは実情に合っているとは言いがたい、その声は原発の周辺地域の自治体からも随分

聞かせていただいております。しかも、周辺自治体の避難計画の策定すらまだできていないという実態の中で原発の再稼働が着々とまっしぐらに進んでいるというのも、これまた非常に首をかしげなければならぬ事態だと言わざるを得ません。そして、せんだつての大津地裁での仮処分決定に至りました。

福島第一原発事故と同規模もしくはそれよりも大きな事故に対して、国の責任で、立地県だけではなく周辺住民が確実に避難できる現実的な対策を立てていくこと、さらには放射線防護の徹底化を図っていくことが何よりも望まれると思っておりますし、私は、一昨日現地を訪れて、強くそのことを感じた次第であります。

具体的な避難計画を、現実的なものを立てていくこと、さらには放射線防護の徹底化を図っていくことについてどのようにお考えか、最後にお尋ねをして質問を閉じたいと思えます。大臣、お願いたします。

○丸川国務大臣 原子力規制委員会が定めておられるこの災害対策指針というものは極めて重要でありますし、また、福島の反省を踏まえた避難や防護の考え方というのは必ずしもまだ皆様にとつてなじみのあるものではございませんので、これから、どうしてこういう考えに基づいてこういうことになっているのかという御理解をいただく努力を私どもはしていかなければいけないと思えます。

と同時に、地域の原子力防災協議会の中で避難計画等について丁寧丁寧に議論を進めさせてい

ただくわけですが、やはり、このプロセスを通じて自治体の皆様が初めてさまざまな考え方について御理解いただく場面も多くあると理解をしておりますので、とにかくまず、私どもとしては、よくコミュニケーションをとつて、そして、考え方を御理解いただく中でしっかりと具体的な内容を詰めていくということの上に我々の防災が成り立つことが重要であると考えております。しっかりと取り組んでまいります。

○田島（一）委員 終わります。ありがとうございます。